

## 室蘭市民のくらしをまもる条例改正の必要性について

消費者の権利の確立を図り、「消費者・事業者・市の役割の明確化」「安心の確保」「取引行為の適正化」「消費者の自立支援」「消費者の意見の反映」を盛り込む。

### 条例改正時検討事項

#### 1. 消費者の保護

インターネット・携帯電話の普及や、さまざまな商品の出現により、消費者と事業者との間に生まれた、情報の量や交渉力などの格差をかんがみ、消費者を被害やトラブルなどからの保護に重点を置く。

#### 2. 安心の確保（第6条、第7条、第8条）

危険な商品に対する規制の強化及び、危険商品の発生を市民へ素早く周知する。

#### 3. 取引行為の適正化（第10条、第11条、第12条、第20条）

表示・計量・包装・取引の適正化を図り、被害からの未然防止策を講じる。

#### 4. 消費者の自立支援（第29条）

情報の量や交渉力などの格差にかんがみ、消費者が保護される立場から自立するための支援を行う。

#### 5. 消費者意見の反映（第30条）

条例の定めに違反している事業者の事業活動により、広く消費生活に支障が生じるおそれがあるときには、市長に対してその旨を申し出て措置を講じるよう求めることが出来る制度を創設する。

#### 6. 商品テスト（第9条）

増え続ける商品に対応できる専門知識を有する職員が必要である。しかし、地方自治体単位では専門知識を有する職員の確保が困難であるため、商品テストについての項目を削除する。

なお、商品のテストを行う際は、外部団体に依頼する。

#### 7. 消費生活モニター制度（第27条）

インターネット通販の普及や販売店舗数の増加に伴い、価格調査の必要性が薄れている。また、価格の相場等もホームページやテレビなどで把握が容易になったことから消費生活モニター制度を廃止する。

#### 8. 訴訟費用の援助（第16条）

一定の条件はあるが、法テラスなどで費用支援が受けられるため、室蘭市としては、従来通りの相談対応や法テラスの紹介、弁護士で組織される消費者保護委員会への依頼など人的な援助とする。